

令和3年2月3日

北本市学校開放連絡協議会  
関係各位殿

北本市学校開放連絡協議会  
会長 小澤修次

### 緊急事態宣言延長に伴う学校開放施設の使用中止について

立春の候、貴職におかれましてはご清福にお過ごしのこととお喜び申し上げます。  
日頃より北本市学校開放連絡協議会に対しまして、ご理解、ご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、1月7日に政府より「緊急事態宣言」が発令されましたが、2月7日までの期間を3月7日まで1ヵ月間の延長が決定致しました。

また、小・中学校より学校の安全が保てなくなるとのご意見をいただき、事務局と協議を行なった結果、下記の日程で、学校開放施設（校庭・体育館）の使用中止を決定しましたのでお知らせ致します。

### 記

#### 緊急事態宣言 による使用中止期間

令和3年2月6日（土） ～ 令和3年3月7日（日）

（宣言解除が早まったり、延長の場合は中止期間を変更する場合があります）

今後、国や県から新たな方針等が出された場合は、感染症拡大防止の対策を変更する場合があります。

学校開放連絡協議会は、子ども達をはじめ、関係する皆様の安全が担保されることを第一に考えております。1日も早く新型コロナウイルス感染症が終息することを願います。

事務局：北本市教育委員会生涯学習課  
生涯スポーツ・オリパラ担当  
電話：594-5568（直通）